

# 事業者のみなさん！

平成31年10月1日からの

## 消費税軽減税率制度

### には準備が必要です！

軽減税率制度は**多くの事業者**の方に関係します。

#### 軽減税率に関するお問合せ先

- ご相談（軽減コールセンター）  
0570-030-456  
【受付時間】9時から17時（土日祝除く）
- 情報  
国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）

**軽減税率制度の研修会**などをお考えの際は、消費税課までご連絡ください。

連絡先：大阪国税局 消費税課 軽減税率制度係  
TEL 06-6941-5331（内線 4363、4362）